

有効期間満了後も食品営業を引き続き行う場合の手続の御案内

平成30年6月に食品衛生法が改正され、「営業許可制度」が見直されたことから、令和3年6月1日以降、食品営業許可業種が再編され、一部の許可業種が届出業種に移行しました。食品営業を引き続き行う場合、貴施設の有効期間満了前に新法に基づく許可申請手続を完了する必要があります。以下注意事項を読んでいただき、御不明な場合は管轄の保健所へお問い合わせください。

<手続における注意事項>

- 新法施行後の初回更新時は、新規申請の取扱いとなります。
- 新法施行後は全ての許可申請手続（新規又は継続[※]申請時）に、図面の添付が必要です。
※旧法では継続申請時に、図面の添付を求めていませんでしたが、新法施行規則第67条に基づき、新規と継続の申請事項が同一の取扱いとなるため、図面が必要です。
- 許可業種の再編により、継続する許可業種が変更となる場合などがあるため、受付時に営業の内容を伺います。
- 法改正に伴い、令和3年6月1日から愛知県手数料条例に定める食品営業許可申請手数料の額が改正されています。
- 改正食品衛生法第57条に基づく営業届が必要（届出は手数料不要）な営業を行っている場合は、営業届の提出が必要です。ただし、施行日に許可業種から届出業種に移行する営業を行っていた場合は、届出したものとみなされるため、営業届は不要です。

<手続に必要な書類>

- 添付書類
 - ・ 営業施設の図面
 - ・ 【該当施設[※]のみ】 水質検査の結果を証する書類の写し（3か月以内のもの）
※使用水が水道法に規定する水道事業、専用水道及び簡易専用水道により供給される水以外の施設。
※一般細菌、大腸菌群、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、塩素イオン、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）、pH値、味、臭気、色度、濁度
- 申請事項の確認のために提示をお願いする書類（写しでも可。）
 - ・ 【法人に限る。】登記事項証明書（6か月以内のもの）
 - ・ 食品衛生管理者又は食品衛生責任者の資格を証する書類

<参考>

1. 食品衛生法の改正により、営業許可業種が 34 業種から以下の 32 業種に再編されました。

法改正後の営業許可業種（32 業種）

- | | | | |
|------------|---|-------------|--------------|
| ① 飲食店営業 | ② 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業※ 1 | | |
| ③ 食肉販売業※ 2 | ④ 魚介類販売業※ 2 | ⑤ 魚介類競り売り営業 | ⑥ 集乳業 |
| ⑦ 乳処理業 | ⑧ 特別牛乳搾取処理業 | ⑨ 食肉処理業 | ⑩ 食品の放射線照射業 |
| ⑪ 菓子製造業 | ⑫ アイスcream類製造業 | ⑬ 乳製品製造業 | ⑭ 清涼飲料水製造業 |
| ⑮ 食肉製品製造業 | ⑯ 水産製品製造業 | ⑰ 氷雪製造業 | ⑱ 液卵製造業 |
| ⑲ 食用油脂製造業 | ⑳ みそ又はしょうゆ製造業 | ㉑ 酒類製造業 | ㉒ 豆腐製造業 |
| ㉓ 納豆製造業 | ㉔ 麺類製造業 | ㉕ そうざい製造業 | ㉖ 複合型そうざい製造業 |
| ㉗ 冷凍食品製造業 | ㉘ 複合型冷凍食品製造業 | ㉙ 漬物製造業 | ㉚ 密封包装食品製造業 |
| ㉛ 食品の小分け業 | ㉜ 添加物製造業 | | |

（※ 1）コップ式自動販売機で自動洗浄装置等の危害発生防止装置を有し、屋内設置の場合等は営業届出対象
（※ 2）包装済みの食品のみを取り扱う場合は営業届出対象

2. 改正法施行日（令和 3 年 6 月 1 日）に以下の旧法に基づく許可を受けて、営業を行っている場合、施行日に届出したものとみなされます。

一部（又は全部）が届出業種に移行する旧法の許可業種

- 乳類販売業（自動販売機による営業を含む）、氷雪販売業
営業届出の対象に移行。
- 食肉販売業、魚介類販売業の一部
包装済みの食品のみを取り扱う場合については、営業届出の対象に移行。
- コップ式自動販売機（飲食店営業及び喫茶店営業の自動販売機）による営業の一部
コップ式自販機で自動洗浄装置等の危害発生防止装置を有し、屋内設置の場合等は営業届出の対象に移行。
- 食品の冷凍又は冷蔵業の一部
冷凍食品製造業が新設され、倉庫業については営業届出の対象に移行。

3. 法改正に関連する情報は、愛知県のホームページにも公開しています。

<営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設について>

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/eisei/kyoka-todokede-minaoshi.html>